

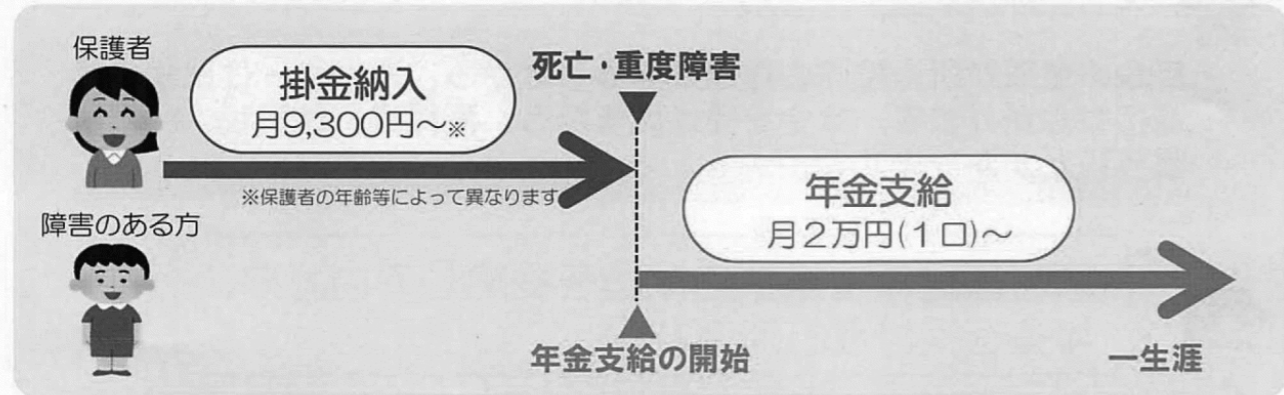
障害者扶養共済制度について

(しょうがい共済)

この制度は、障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者に万が一のことがあった場合に、障害のある方本人に終身で一定額の年金を支給するという任意加入の制度です。

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

<p>毎月2万円の終身年金</p> <p>保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生産にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)</p>	<p>掛金が割安</p> <p>制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。</p>	<p>税制優遇</p> <p>保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。</p>	<p>公的制度だから安心</p> <p>都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。</p>
--	--	---	---

保護者の方などから、よくあるご質問

- Q 加入要件は？
A 年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどです。
- Q 掛け金はいくら？
A 加入時点の保護者の年齢によって決まります。年齢が若いうちに加入いただくと月額額は安くなります。(例) 30歳:9,300円 40~44歳:14,300円 60歳~64歳:23,300円
民間保険と比べて安いのが特徴です。
- Q 誰が運営しているの？
A 各都道府県および政令都市が、条例に基づき実施しています。
独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

【お問合せ】 障がい福祉課 庶務給付係 ☎ 73-1975

6月23日は慰霊の日

— 2018年5月15日、沖縄は日本復帰46年を迎えました。 —

1961年、米軍占領下の琉球政府時代に始まり、沖縄戦の悲惨な体験を語り継ぐ大切な日として続いて来た「慰霊の日」は今年で57年目を数えます。

「アメリカ世」から「大和世」へ。激動の時代を見守ってきた慰霊の日の歴史を振り返り、平和への想いを次世代へ継承していきましょう。

慰霊の日って何だろう？

太平洋戦争末期の1945年3月26日、米軍の慶良間諸島上陸により始まった沖縄戦は激しい地上戦の末20万人以上の尊い命が失われました。

同年6月23日、第32軍司令部司令官・牛島満中将と参謀長・長勇小将の自決により、沖縄戦の組織的戦闘は事実上の終結を迎えた。その後も戦闘は散発的に続いていくが、県民の間では「沖縄戦は、組織的戦闘をやめた6月23日に事実上終わった」とされています。(公式に終結したのは沖縄戦降伏文書への調印が行われた同年9月7日。)

沖縄戦から16年が経過した1961年、琉球政府は「住民の祝祭日に関する立法」を制定。沖縄戦の終わった6月23日を、沖縄戦で犠牲になった人々の霊を慰め、併せて世界の恒久平和を祈願する「慰霊の日」と定め、復帰前から沖縄独自の公休日として毎年全県を挙げて慰霊祭を実施してきました。

消えた「慰霊の日」

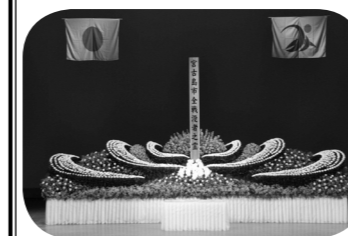
日本復帰まで、6月23日の慰霊の日は沖縄戦の悲惨な体験を語り継ぐ重要な日として定着していました。しかし、1972年に本土復帰後日本の法律が沖縄にも適用され、国民の法定休日も全国一律となったため、住民の休日としての「慰霊の日」はその法的根拠を失い消滅しました。(一部「地方自治体の休日(役所の休日)」としてのみ残る)

その後、1988年週休2日制の導入により地方自治法が改正され、地方自治体の休日は国の機関に合わせ①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日 ③年末年始の3つ(第4条の2)と定められました。

これに伴い、休日としての慰霊の日は廃止の動きが進められることになったが「沖縄戦の風化を早める」として県民世論は猛反発。ついには中央政府までも動かし、1991年6月、地方自治法は再度改正され、「地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは休日として定めることができる」(第4条3項)と定められ、慰霊の日は沖縄県の「公休日」として復活しました。

【参考資料】・復帰25年の回想：宮里 松正 // 著

・オキナフを平和学する！：石原 昌家 / 仲地 博 / C・ダグラス・ラミス // 編



▲ 昨年の式典の様子

宮古島市全戦没者追悼式 及び 平和祈念式

～ どなたでもご自由に参加できます。ぜひご来場ください。～

【日にち】平成30年6月23日(土) 開場：11時 / 開式：11時45分

【場 所】マティダ市民劇場 入場無料

【お問合せ】宮古島市 福祉政策課 ☎ 72-3751(代表)